

松本市告示第346号

松本市フレイル予防推進協議会設置要綱を次のように定める

令和4年7月1日

松本市長 臥雲 義尚

松本市フレイル予防推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、フレイル予防のために必要な対策の推進を図るため、松本市フレイル予防推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 松本市のフレイル予防を推進する対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくり施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 有識者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健所健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

松本市フレイル予防推進協議会 委員名簿（令和6年9月1日～令和8年8月31日）

	氏名	選出母体
1	花岡 徹	松本市医師会
2	久保田 充	松本市医師会
3	堀内 博志	信州大学医学部附属病院（医師）
4	横川 吉晴	信州大学医学部保健学科
5	平林 正裕	松本市歯科医師会
6	本保 武俊	松本薬剤師会
7	飯澤 裕美	長野県栄養士会中信支部
8	清水 政幸	松本市立病院（医師）
9	長澤 祐哉	松本市立病院（理学療法士）